

はじめに

本書を手にとられた方の中には、これから学習を開始される方も、既に学習経験のある方もいらっしゃるでしょう。ここでは、どちらの方にも共通する、試験に受かりやすい方の特徴を3つ挙げてみます。

第1の特徴は「性格が素直な人」です。例えば、受験指導校をご利用された場合は、その受験指導校で“このように学習すればいい”といわれたことをしっかりと聞き、そこから提供される教材を活用して着実に学習ができる人です。

第2の特徴は「学習の習慣ができている人」です。毎日、コンスタントに学習し続けることのできる方は、その習慣が身につくための工夫をしています。例えば、毎日の生活の中で、小刻みな隙間時間を見逃さずに、その隙間時間を利用してしっかり毎日の繰り返し学習をし続ける人です。

そして第3の特徴は「試験傾向をつかんでいる人」です。では、なぜ試験傾向をつかまなければならぬのでしょうか。その理由は2つあります。1つ目の理由は、多くの受験生が試験傾向を研究しているからです。多くの受験生が知っていることを自分が知らない状態では試験問題を克服して合格を勝ち取る確率はかなり低くなってしまいます。2つ目の理由は、試験傾向を研究することにより、無駄なく勉強を進めることができるからです。中小企業診断士第1次試験の出題範囲は大変広いので、この範囲を漫然と、くまなく学習していたのでは、いくら時間があっても足りません。試験傾向をつかむことにより、第1次試験のそれぞれの科目で修得しなければならない重要論点を絞り込み、効率的に学習をすることができるようになります。

第1・第2の特徴は個人の資質に左右されるところが多くありますが、第3の特徴は誰にでもできることです。この第3の特徴である「試験傾向をつかんでいる人」になるための最良の教材が過去問題集です。

本書は、2017年(平成29年)から2021年(令和3年)までの直近の5年間に出题された「中小企業診断士第1次試験」の問題を科目ごとに収録した過去問題集です。第1次試験において出题された、各問題について充実した解説を開示することにより、各問題でその解答が導かれた考え方を学ぶことができるようになっております。

資格の大原 中小企業診断士講座で行われる講義では過去問題を重視しています。過去問題を分析し、その出題傾向などを明らかにし、本試験問題を解く訓練を繰り返し行うことは、合格のための実力を身につけるために一番役立ちます。本書を通じてその一端を知って頂ければ幸いです。

最後に、中小企業診断士試験は決して簡単な試験ではありません。しかし、皆様方がこれまでお歩みになられてきた人生を振り返って下さい。そして、将来の達成したい目的を思い描いて下さい。きっと、過去を振り返ってみれば、苦しみが大きかった経験からは、大きな喜びを得た経験があるのではないのでしょうか。逆に、苦しみが小さいときには喜びも小さく、苦勞はしても、もっと努力していればよかったと思われることが、あったのではないのでしょうか。

本書を手にとられた皆様は、これから中小企業診断士資格の受験を通して、将来の皆様それぞれの目的を達成されて行かようとしていらっしゃると思います。受験勉強での苦しみが大きければ大きいほど、中小企業診断士の資格を手段とする目的が達成されたとき、その充実感はいより大きなものになると思います。本書が、皆様の目的達成のための手段としての中小企業診断士試験合格の一助となれば幸いです。

2021年9月

資格の大原 中小企業診断士講座 スタッフ一同

【経営法務の学習のポイント・学習法】

経営法務は、平成13年に中小企業診断士の試験の制度変更が行われた際に、新しく診断士の1次試験に導入された科目です。科目設置の目的としては、①中小企業診断士は創業者、中小企業経営者に助言を行う際に、企業経営に関する法律、諸制度、手続等に関する実務的な知識を身につける必要があること、②専門的な法律内容について弁護士、弁理士等の有資格者を活用することが予想されるが、これらの有資格者と中小企業経営者との間の橋渡しをするための最低限の実務知識を有していること、の2点です。

この目的に沿って、本試験では、通常の法律の試験のように、民法の基本的な論点を中心になっているのではなく、株式会社に関する論点（設立、運営、組織再編、倒産、株式上場といった資本市場へのアクセス等）、あるいは知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、不正競争防止法等）といった、今日の企業経営にとっての重要な論点が幅広く出題されています。

平成13年に本科目が導入されて以降、一時期、この科目の難易度はかなり上昇していました。しかし、平成18年から、診断士の1次試験に科目合格制度が導入されたのに伴って、本科目は「他の専門家への橋渡しに必要な基礎的知識を問う科目」であることが改めて明確にされ、1次試験の科目の中での位置づけが再確認されました。

本科目の学習法としては、①株式会社の運営に関する時事的な論点が多く出題されていることを踏まえ、例えば、企業活動に関する法律についての新聞記事等に積極的に目をとめること、②また中小企業白書や中小企業政策に関連した法律論点についても十分、注意をしながら学習をしていくこと、③会社法、知的財産権分野を二本柱として学習をしていくことが求められています。

最後に、本書の本試験問題及びそれに関する解答・解説は、各年度の本試験実施時点における法律・規則等に基づくものであることを予めご承知おきください。

問題編

令和 3 年度

問 題

令和3年度 問題

第1問

会社法が定める株式会社の社債に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、本問における会社は取締役会設置会社である。

- ア 公開会社ではない会社においては、社債の募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- イ 公開会社においては、社債の募集事項の決定は、すべて取締役会の決議によらなければならない。代表取締役に委任できる事項はない。
- ウ 社債権者は、社債の種類ごとに社債権者集会を組織する。
- エ 社債を発行する場合、発行する社債の総額が1億円以上である場合には、必ず、社債管理者を設置しなければならない。

第2問

民法が定める消費貸借に関する記述として、最も適切なものはどれか。

なお、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）により改正された民法が適用されるものとし、附則に定める経過措置及び特約は考慮しないものとする。

- ア 金銭の消費貸借契約がその内容を記録した電磁的記録によってなされたとしても、その消費貸借は、諾成的消費貸借契約としての効力を有することはない。
- イ 書面により金銭の消費貸借契約を締結した場合、貸主から金銭を受け取る前に借主が破産手続開始の決定を受けたときは、当該消費貸借は、その効力を失う。
- ウ 書面により金銭の消費貸借契約を締結した場合、借主は、貸主から金銭を受け取る前であっても、当該契約を解除することはできない。
- エ 書面により金銭の消費貸借契約を締結した場合、当該契約書に返還時期を定めたときは、借主は、当該返還時期まで、金銭を返還することはできない。

第3問

いわゆる簡易合併手続に関する会社法における記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 簡易合併手続においては、存続会社のすべての株主に株式買取請求権が認められるが、存続会社における債権者保護手続は不要である。
- イ 簡易合併手続は、吸収合併契約締結から合併の効力発生日まで20日あれば、実施することが可能である。
- ウ 簡易合併手続は、存続会社及び消滅会社のいずれにおいても、合併承認に係る株主総会の決議を不要とする手続である。
- エ 存続会社の全株式が譲渡制限株式であり、かつ、合併対価の全部又は一部がかかる存続会社の譲渡制限株式である場合、簡易合併手続を用いることはできない。

第4問

破産手続及び民事再生手続に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 破産手続においては、否認権は認められているが、民事再生手続においては、否認権は一切認められていない。
- イ 破産手続においては、別除権が認められているため、担保権者は破産手続によらずに担保権を行使することができるが、民事再生手続においては、別除権は認められていないため、担保権者は民事再生手続外で、担保権を行使することはできない。
- ウ 破産手続においては、法人・自然人を問わず、破産者の破産手続開始時におけるすべての財産が破産財団となり、そのすべての財産を金銭に換価して配当に充てることとなるが、民事再生手続においては、必ずしも、民事再生手続開始時におけるすべての財産を換価するものではない。
- エ 破産手続は、申立てによる他、裁判所の職権によって開始する場合もある。

第5問

下表は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）に基づく懸賞による景品類の提供に関する景品類の限度額をまとめたものである。空欄AとBに入る数値の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

なお、本問においては、新聞業等の特定の業種に対する業種別の景品規制は考慮しないものとする。

	景品類の限度額	
	最高額	(景品類の) 総額
共同懸賞	取引価額にかかわらず A 万円	懸賞に係る売上予定総額の 3%
一般懸賞	取引価額が5,000円未満の場合 ⇒取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の B %
	取引価額が5,000円以上の場合 ⇒10万円	

[解答群]

- ア A : 30 B : 2
 イ A : 30 B : 3
 ウ A : 50 B : 2
 エ A : 100 B : 3

第6問

会社法が定める取締役会と監査役会の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

なお、本問における会社は、監査役会設置会社であって、公開会社ではなく、かつ、大会社ではない。また、定款に別段の定めはないものとする。

- ア 取締役会：取締役会の決議に参加した取締役であって、当該決議に係る議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。
監査役会：監査役会の決議に参加した監査役であって、当該決議に係る議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。
- イ 取締役会：取締役会は、2か月に1回以上開催しなければならない。
監査役会：監査役会は、取締役会が開催される月には開催しなければならない。
- ウ 取締役会：取締役会は、取締役の全員が招集手続の省略に同意すれば、監査役が同意しなくても、招集手続を省略して開催することができる。
監査役会：監査役会は、監査役の全員が招集手続の省略に同意すれば、招集手続を省略して開催することができる。
- エ 取締役会：取締役会を構成する取締役のうち2人以上は、社外取締役でなければならない。
監査役会：監査役会を構成する監査役のうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

解答・解説編

令和 3 年度

解答・解説

令和3年度 解答

問題	設問	正解	配点	正解率
第1問	—	ウ	4	D
第2問	—	イ	4	A
第3問	—	エ	4	C
第4問	—	エ	4	B
第5問	—	ア	4	A
第6問	—	ア	4	B
第7問	設問1	イ	4	D
	設問2	ア	4	C
第8問	—	ア	4	A
第9問	—	イ	4	A
第10問	—	ウ	4	A
第11問	—	エ	4	C
第12問	—	ウ	4	C
第13問	—	ウ	4	A
第14問	—	ア	4	C
第15問	—	エ	4	A
第16問	設問1	エ	4	A
	設問2	ア	4	B
第17問	設問1	ア	4	C
	設問2	ウ	4	A
第18問	設問1	ウ	4	D
	設問2	イ	4	A
第19問	—	ウ	4	B
第20問	設問1	ア	4	A
	設問2	イ	4	D

※正解及び配点は、(社)中小企業診断協会から発表されたものです。

※正解率は、当校の採点サービスに基づいたものですので、ご注意ください。

- A：正解率60%以上
- B：正解率50%以上60%未満
- C：正解率40%以上50%未満
- D：正解率40%未満

令和3年度 解説

<総評>

令和3年度の本試験は、問題数は20題（昨年22題）、設問数は25問（昨年25問）であり、昨年度とほぼ同じ問題構成であった。ボリュームは例年並みといえる。

出題内容は、倒産法制を含む会社法関連が5問（昨年6問）、知的財産権関連が10問（昨年8問）、民法が7問（昨年9問）・その他が3問（昨年2問）であった。

出題内容の特徴としては、今年は知的財産権関連の出題が多かったことが挙げられる。昨年は民法の債権法を中心とした大きな改正があったことで、改正論点を中心にした民法の出題数が多かったが、今年はやや出題が減少している。一方、会社法関連の出題は一貫して減少傾向にある。また、昨年に引き続き、金融商品取引法及び資本市場へのアクセスについては出題されなかった。

全体的な難易度は、比較的得点を確保しやすい知的財産権関連の出題が多かったことを考慮すると、昨年度よりは易くなっているが、近年のこの科目が複数年度で得点調整が行われていることを踏まえると、例年並みの高い難易度であったと思われる。したがって、合格基準点である60点を上回る得点を獲得することは容易ではなかったと思われる。以下、各分野について見ていく。

会社法関連は、第1問、第3問～第4問、第6問、第7問（設問2）の計5問であった。取締役会と監査役会との比較に関する問題は得点したい。

知的財産権関連は、第8問～第15問、第16問（設問1・2）の計10問であった。会話文形式の事例問題が多く見受けられたことで、一見すると難解な問題に感じられたかもしれないが、基本的な知識で対応できるものも多かったため、対応しやすかったものと思われる。知的財産権関連で6問以上正解し、得点を稼ぎたい。

民法・その他は、民法7問（第2問、第7問（設問1）、第18問（設問1・2）、第19問、第20問（設問1・2））、英文契約書2問（第17問（設問1・2））、景表法1問（第5問）であった。これらについては、基本的な知識に基づき選択肢を絞り込むことで、可能な限り得点を拾うことが必要であった。

第1問

【解答】

ウ

【本問の論点】

社債の発行手続きに関する問題である。

【解説】

- ア 不適切である。社債の募集事項の決定は、取締役会設置会社では取締役会の決議で（会社法362条4項5号）、取締役会非設置会社では、取締役（取締役の過半数）で行い（会社法348条1項・2項）、株主総会の決議は不要である。
- イ 不適切である。公開会社の場合であっても、当該会社が指名委員会等設置会社である場合は、社債の募集事項の決定を執行役に委任することができる（会社法416条4項）。また、監査等委員会設置会社では、代表取締役等へ委任することができる（会社法399条の13第5項）。
- ウ 最も適切である。社債権者は、種類の異なる社債ごとに社債権者集会を組織する（会社法715条）。
- エ 不適切である。社債の金額が1億円以上である場合、または社債の発行口数（社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除した数）が50未満の場合、社債管理者の設置は強制されない（会社法702条ただし書）。

第2問

【解答】

イ

【本問の論点】

民法債権法改正後の消費貸借契約に関する問題である。

【解説】

- ア 不適切である。消費貸借契約を書面または電磁的記録で行った場合には、諾成的消費貸借としての効力が認められる（民法587条の2第1項・第4項）。
- イ 最も適切である。諾成的な消費貸借の当事者の一方が目的物引渡前に破産手続開始決定を受けた場合、消費貸借はその効力を失う（民法587条の2第3項）。
- ウ 不適切である。諾成的消費貸借契約においては、借主は金銭授受がなされるまでは、契約を解除することができる（民法587条の2第2項）。
- エ 不適切である。消費貸借契約における借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる（民法591条2項）。

第3問

【解答】

エ

【本問の論点】

簡易合併手続きに関する問題である。

【解説】

- ア 不適切である。簡易合併に該当する場合、存続会社の反対株主には株式買取請求権は認められていない（会社法797条1項ただし書）。これに対して、存続会社の債権者保護手続きは必要である（会社法799条1項、810条1項）。
- イ 不適切である。簡易合併の場合でも、債権者の異議申述手続きが必要とされている。これは1か月以上の期間を設定して、一定事項を官報に公告し、かつ異議を述べることができる「知っている債権者」に各別に催告が必要とされている（会社法789条1項・2項）。したがって、合併契約締結から合併の効力発生日までの20日間で簡易合併手続きを実施することはできない。
- ウ 不適切である。簡易合併手続きは、消滅会社の規模からして存続会社の株主に与える影響が小さいと考えられる場合に、存続会社の株主総会を不要とする制度である（会社法796条2項）。この場合、消滅会社においては、合併の承認に関する株主総会の特別決議が必要である。
- エ 最も適切である。存続会社が非公開会社である場合に、合併対価として存続会社の発行する譲渡制限株式を交付するときは、株主総会の決議を省略することはできない（会社法796条2項ただし書・1項ただし書）。よって、簡易合併手続きを利用することはできない。

第4問

【解答】

ア

【本問の論点】

破産手続及び民事再生手続に関する問題である。

【解説】

- ア 不適切である。破産法では160条以下で、民事再生手続では、127条以下で否認権を規定している。
- イ 不適切である。破産法では65条で、民事再生手続では、53条で別除権を規定している。
- ウ 不適切である。破産財団の範囲は、原則として破算手続開始時に破産者が有する

一切の財産である（破産法34条1項）。なお、破算者の一身専属権に属するような財産や差押禁止財産は、自由財産とされ破産財団を構成しない（破産法34条3項）。自然人の破産の場合（自己破産）には、破産手続開始時におけるすべての財産が破産財団となるわけではない。これに対して、民事再生手続では、再生債務者に属する一切の財産について、再生手続開始の時における価額を評定し（価額の評定の規準は、財産の処分価格である：民事再生法174条2項4号）、資産の再評価を行い、この評定の完了後ただちに再生手続開始の時における財産目録および貸借対照表を作成する。民事再生手続の場合には、再生手続開始の時におけるすべての財産を換価する。

エ 最も適切である。いったん開始された再生手続が、その目的を達することができずに再生手続廃止の決定が確定したときは、破産手続開始の申立てがなくても、裁判所が職権で破産手続開始決定をなしうる（民事再生法250条1項）。

第5問

【解答】

ア

【本問の論点】

景表法の景品類の提供に関する問題である。

【解説】

景表法の景品類の限度額は以下のとおりである。

	景品類の限度額	
	最高額	(景品類の) 総額
共同懸賞	取引価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上予定総額の 3%
一般懸賞	取引価額が5,000円未満の場合 ⇒取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の 2%
	取引価額が5,000円以上の場合 ⇒10万円	

したがって、「A：30、B：2」の組み合わせであるアが正解である。

第6問

【解答】

ア

【本問の論点】

非公開会社の取締役会と監査役会に関する問題である。

【解説】

- ア 最も適切である。取締役会の決議に参加し、議事録に署名した取締役は、議事録に異議をとどめなければ、その決議に賛成したものと推定される（会社法369条5項）。また、監査役会の決議に参加した監査役であって、監査役会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（会社法393条4項）。
- イ 不適切である。代表取締役等は、3か月に1回以上、職務執行状況の報告をしなければならない（会社法363条2項）、取締役会は3か月に1回以上は開催されなければならない。また、監査役会の開催時期に関する規定はなく、取締役会が開催される月に開催しなければならないとする規定もない。
- ウ 不適切である。取締役会の招集手続の省略は、参加する取締役・監査役全員の同意があれば、招集手続を省略することができる（会社法368条2項）。また、監査役会は、監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（会社法392条2項）。
- エ 不適切である。指名委員会等設置会社では、各委員会を構成する取締役の過半数は社外取締役でなければならない（会社法400条1項・3項）。さらに、監査等委員会設置会社では、社外取締役が過半数を占める3名以上の取締役で構成する監査等委員会を設置しなければならない（会社法331条6項）。令和元年の改正により、公開会社でかつ大会社で有価証券報告書を提出しなければならない会社において、社外取締役の選任が義務付けられた（会社法327条の2）。ただし、2名以上の選任は要求されていない。これ以外の株式会社では、社外取締役の選任は要求されていない。また、監査役会設置会社では、3名以上の監査役で構成され、その構成員の半数以上（最低2名）は、社外監査役でなければならない（会社法335条3項）。

第7問

（設問1）

【解答】

イ

【本問の論点】

遺留分に関する問題である。

【解説】

- ア 不適切である。「3か月」ではなく「1年」である。遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する（民法1048条）。
- イ 最も適切である。相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受